

# 教育情報 No.16

Educational information

特集

## 教員の働き方改革



【特集】

02. 学校における働き方改革の推進について

文部科学省初等中等教育局財務課

04. 京都府の教職員の働き方改革の推進・実行

京都府教育委員会 教育長 橋本 幸三

06. 「学校における働き方改革」における

PTAの立場と役割

公益財団法人日本PTA全国協議会 顧問 東川 勝哉

08. 教員の働き方改革に向けて

奈良学園大学人間教育学部 准教授 山田 均

本資料は、一般社団法人教科書協会  
「教科書発行者行動規範」に則り、  
配布を許可されているものです。

日文の実践事例、教科情報

詳しくはWebへ!

日文

検索

未来をになう子どもたちへ  
日本文教出版

# 学校における働き方改革の推進について

## 文部科学省初等中等教育局財務課

平成31年1月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）が取りまとめられ、学校における働き方改革に関する取組が全国で進められています。ここでは、答申のポイントとともに、答申を踏まえて文部科学省が進めている取組をご紹介します。

### 1. 学校における働き方改革の目的

学校における働き方改革は、単に教師の負担を軽減するためだけに求められているのではありません。これまで高い成果を上げてきた我が国の学校教育を持続可能なものとするためにも、働き方の改革が必要とされているのです。

答申では、「‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’ という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない」とされ、教師の働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが、学校における働き方改革の目的とされています。

働き方改革を進めるためには、まずはこの目的を全ての関係者が共有することが不可欠です。

### 2. 勤務時間管理の徹底

勤務時間管理は、本年4月から施行された改正労働安全衛生法により、学校を含む全ての事業者の責務として明文化されました。業務改善を進める基礎としても、ICTやタイムカード等の客観的な方法による勤務時間の把握は不可欠です。

答申では、学校現場での勤務時間管理の徹底を図るとともに、文部科学省が勤務時間の上限の目安を含むガイドラインを策定することとされました。これを受けて文部科学省では、いわゆる「超勤4項目」以外の業務の時間を含めて「在校等時間」として勤務時間管理の対象とした上

| 基本的には学校以外が担うべき業務   | 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務   | 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務  |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 登下校に関する対応</li> <li>② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</li> <li>③ 学校徴収金の徴収・管理</li> <li>④ 地域ボランティアとの連絡調整</li> </ul> <p>※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 調査・統計等への回答等（事務職員等）</li> <li>⑥ 児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）</li> <li>⑦ 校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</li> <li>⑧ 部活動（部活動指導員等）</li> </ul> <p>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ 給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</li> <li>⑩ 授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</li> <li>⑪ 学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</li> <li>⑫ 学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</li> <li>⑬ 進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</li> <li>⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</li> </ul> |

で、所定の勤務時間を超える在校等時間の上限の目安時間を月45時間以内、年360時間以内等とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定しました。答申では、ガイドラインの実効性を高めるため、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図るべきとされており、文部科学省で現在検討を進めているところです。

### 3. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

上記のガイドラインで示した時間内で業務を行うためには、業務改善の取組を進めることが必要となります。答申では、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方が前頁の表の通り整理されました。

答申では、各教育委員会には、各地域で発生する業務を誰が担うかの仕分けや学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築等が求められています。また、校長は「自らの権限と責任で、学校としての伝統だからとして続けているが、児童生徒の学びや健全な発達の観点からは必ずしも適切とは言えない業務又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大胆に削減」すべきとされています。

慣習的に続いてきた業務を思い切って削減することは簡単なことではありません。そこで、文部科学省には、こうした業務の明確化・適正化のため、社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすことが求められています。文部科学省では、大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を設置し、今後の取組をまとめた工程表を作成しました。また、社会全体に向けた「大臣メッセージ」を発出し、関係省庁やPTA等の各種関係団体に対して、学校の働き方改革への理解と協力の働きかけを行っています。さらに、「学校の働き方改革」の趣旨・目的等を広く周知するためのプロモーション動画等もホームページで公開しています。各学校で業務の役割分担・適正化を進める際に、是非ご活用いただきたいと考えてい

ます。

なお、答申の別紙3では、業務の明確化・適正化による在校等時間の縮減の目安が示されており、例えば、登校時間等の見直しによる出勤時刻の適正化で年間約150時間、校務支援システムの導入で年間約120時間、中学校で部活動ガイドラインで示された活動時間等の遵守で約120時間等の取組例が掲載されています。長時間勤務の改善に特効薬はありませんが、これを参考に、日々の業務を着実に見直すことが必要です。

### 4. 今後の取組について

これらの取組に加え、文部科学省では、必要な環境整備として、本年度予算において、教職員定数の改善や専門スタッフの配置等に取り組んでいます。また、答申を踏まえ、かつて行われていた長期休業期間の休日のまとめ取りのように、長期休業期間中の休日確保の仕組みとして、各地方公共団体の判断で一年単位の変形労働時間制を導入できるよう、制度面での検討を進めています。

この夏には、これまでの「業務改善取組状況調査」の内容を抜本的に見直したところであり、今後、各教育委員会の取組状況を都道府県・市町村別に公表し、本調査で浮かび上がってきた効果的な取組事例の横展開を図る予定です。

答申で今後引き続き検討すべき事項とされた、小学校の教科担任制、教育課程の見直しや免許制度の在り方等については、改めて中央教育審議会に諮問し、検討が進められています。

文部科学省としては今後とも、学校における働き方改革を進めるために必要な取組を、総合的に進めてまいります。

※学校における働き方改革に関する情報については、文部科学省ホームページをご参照ください。



[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/hatarakikata/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/index.htm)

# 京都府の教職員の働き方改革の推進・実行

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三

平成29年4月、教育長に就任した際の記者会見で、重点事項の一つとして示したのが、「教職員の働き方改革と資質能力の向上」である。教職員の厳しい勤務状況を改善するだけでなく、今後想定される様々な教育改革に対応し、教育の充実を図っていくためにも、自己研さん等の時間を生み出すことが必要であり、学校任せ、市町村教育委員会任せではなく、府が覚悟を決めてリードしていかなければならない課題だと申し上げた。

この2年4か月程の改革は、まだ道半ばとすら言えないところではあるが、これまでの京都府の取組について簡単に紹介させていただきたい。

## 1 検討・事業推進のための体制づくり

教育長就任後、最初に行ったのが、教育次長を本部長とする「教職員の働き方改革推進本部」の創設である。この本部は、各課長等を構成員として、庁内一丸となって、学校現場における業務改善や教員の負担軽減策を検討し、事業推進を図っていくことを目指して設置したものである。

また、国の予算も活用して、京都式「チーム学校」推進事業を実施することとし、市町村教育委員会の担当職員も交えた「京都式チーム学校・業務改善対策推進会議」という組織を設け、業務改善等を先駆的に進める重点モデル地域を2市、部活動指導員をモデル的に配置し効果を検証するための京都式チーム学校推進校を小・中学校10校、高校1校指定し、実践研究的な取組を進めることとした。

これらの実践研究事業のフォローアップや成果普及を図るための上記会議、また、重点事項を決定するための本部会議を適宜開催するとともに、部活動指針策定に向けた検討会議も始動させた。

## 2 働き方改革に向けた機運醸成や啓発の取組

学校における働き方改革の難しさは、多くの教員が子どものためならどこまでも献身的に働くこととすること、保護者もそれを当然だと認識されていることにある。そのため、教職員や保護者に向けた啓発等が重要と考え初年度から取組を進めた。

教育局（地方教育事務所）毎に、学校の教員や保護者、自治会関係者などに参画いただき、公開の場で、勤務状況や業務改善に向けた取組などを話し合ってもらった「トーク会」を開催したほか、管理職を対象に、妹尾昌俊先生の講演や実践事例発表を聞いていただく「教職員の働き方改革フォーラム」などを開催した。

また、PTAの連合組織の役員の方々と話し合う中で、平成29年10月には、小・中及び府立学校のPTA連合組織の会長から連名で、本府が取り組む「教職員の働き方改革を応援する緊急アピール」をPTAの大会で宣言いただいた。

平成30年3月には、教育長名により、全ての教職員、管理職員宛てに、「教職員の働き方改革に向けたメッセージ」として、現状は働き過ぎであること、改革の推進が喫緊の課題であり、教育委員会も改革を強力に推進するので、業務の効率化や改善等を図ってほしいことなどを伝えた。

## 3 具体的な取組の概要

国に準じて、勤務実態の調査を平成29年10月に実施したが、過労死ライン（月80時間）相当以上の超過勤務者が、全国の数値を超え、小学校で約5割、中学校で約7割という深刻な結果が明らかになった。翌年度にも同様の調査を行ったが、時間外勤務の状況は微減、土日等の部活動指導回数は10%程度減少という結果であった。

初回調査の結果を踏まえ、平成29年11月末に働き方改革推進本部で、重点的な取組事項を決定した上で、それに基づく「教職員の働き方改革実行計画」を平成30年3月に取りまとめた。その際、複数の評価指標を設け、例えば教員の時間外勤務の縮減については、3か年で徐々に縮減することとし、平成32年度には20%縮減することを目標として掲げた。

実行計画に示した取組方針の主な事項は下記のとおりである。

## 教職員の働き方改革実行計画 (平成30年3月6日京都府教育委員会策定)

### 取組方針

1. 学校運営・指導体制の充実・強化
  - (1) 学校指導体制の充実・強化(英語教育推進教員の配置など)
  - (2) 学校運営体制の充実・強化(主幹教諭の配置、共同学校事務室設置)
2. 専門スタッフの配置等の促進
  - (1) スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーの体制拡充
  - (2) スクールサポートスタッフ及び部活動指導員の配置促進
3. 部活動運営の適正化と教員の負担軽減
  - (1) 京都府としての部活動指針(仮称)の策定
  - (2) 休日行事・大会の精選
  - (3) スキルアップコーチ(部活動指導員・外部指導者)による部活動支援
4. 学校業務の更なる改善の推進
  - (1) 教育委員会が主体となった業務改善の取組
  - (2) 研修等の重複解消・精選、研究指定の在り方の見直し
  - (3) 統合型校務支援システムの導入・ICTの活用
  - (4) 学校給食費の公会計化等
5. 学校組織マネジメント力の更なる向上
  - (1) 校長の学校組織マネジメント機能の強化
  - (2) 学校組織マネジメントに関する研修内容の見直し
  - (3) 「京都式チーム学校推進校」による実践研究
6. 学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進
  - (1) 学校における出退勤時刻の記録
  - (2) 夜間の電話に対する留守番電話の設置等の取組
  - (3) 教職員の意識改革に向けたキャンペーン等
7. 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進
  - (1) 保護者や地域住民の理解を深めるキャンペーン等
  - (2) PTAと連携・協働した働き方改革の取組の具体化
  - (3) 学校と地域が連携・協働した活動への支援
8. 数値目標の設定による進捗管理

実行計画に基づく具体的な取組として、まず、平成30年4月に国のガイドラインも踏まえ「京都府部活動指導指針」を策定した。

平成30年度当初予算では、英語教育推進教員や部活動指導員、スクールサポートスタッフを新たに配置するとともに、スクールカウンセラー等についても拡充した。これらの指導体制等については、次年度予算においてもさらに拡充を図った。

勤務時間の把握については、ICカードを使った簡易な出退勤記録システムを、平成29年11月から府立学校で試行的に導入し、30年度からは本格実施するとともに、市町村にも同様のシステム導入を促し、年度末までにほとんどの市町村において、ICカード等を用いた出退勤時間の把握ができるようになった。

業務改善では、研修については、従来の集合型から出前型を増やすとともに、今年度からはWeb型研修の充実に取り組んでいる。また、小中学校における統合型校務支援システムの共同調達に向けて府が協議会組織を立ち上げ、一部市町村での導

入に至った。

共同学校事務室については、今後の設置に向けて、現在5地域で実践研究を進めている。

このほか、学校給食費の公会計化や夜間電話のメッセージ対応について、一部の市町で実施されており、今後も広がっていくものと思われる。

## 4 今後の取組

この間の取組のベースとなっていた「教職員の働き方改革実行計画」は、小・中学校を含むものであり、どちらかと言えばより厳しい状況にある小・中学校に力点を置いた内容であった。

しかし、今年1月に、文部科学省から勤務時間の上限に関するガイドラインが示され、服務監督権者として府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針を定めることとなったため、7月には、全教職員が1か月80時間以内となることを目指すⅠ期、60時間以内を目指すⅡ期、45時間以内をめざすⅢ期、の3段階の目標を5年かけて達成する上限方針を立てたところである。

当初、校長に説明した際には、ハードルの高い目標と現実とのギャップが大きいことから、厳しい反応も見られたが、目標を絵に描いた餅としないため、府立校長会からも参画いただき府立学校「働き方改革」実行プロジェクトチームを設置し、意識の共有化を図りながら取組を進めていく。

今後、市町村教育委員会と連携した小・中学校の取組の促進とともに、府立学校の具体的な改革を方針に沿い着実に進めていきたいと考えている。

### 著者プロフィール



● 橋本 幸三 (はしもと こうそう)

京都府教育委員会教育長、第10期中央教育審議会委員。  
1980年京都府入庁。教育委員会勤務を経て知事部局  
に出向。財政、企画、商工部門で14年間在籍。2006  
年から教育委員会に戻り、課長、管理部長、教育次長  
を経て2016年4月から現職。中教審「学校における  
働き方改革特別部会」委員も務めた。

# 「学校における働き方改革」におけるPTAの立場と役割

公益財団法人 日本PTA全国協議会  
顧問 東川 勝哉

## 1 はじめに

文部科学省では、平成29年6月に、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について、中央教育審議会に諮問を行い、同年12月に「学校における働き方緊急対策」を取りまとめ、更に本年1月25日の中央教育審議会において、答申がまとめられました。今後、「学校における働き方」が良い方向へ向かうには、自治体や教育委員会、或いは学校だけでは立ち行かないことは想像に難くないことです。

こうした背景には、平成28年に文部科学省が実施した「教員勤務実態調査」において、教員の厳しい勤務実態が改めて明らかになり、いわゆる過労死ラインとされる長時間勤務に従事する教員が、半数を超えることが明らかになり、看過できない重大な労務問題となったことが理由のひとつとしてあげられます。

これまで当たり前と思われていた教員の業務も、大きく見直す時期に来ており、待たなしの状態です。今、社会が大きく変わろうとしている中で、学校教育も変わろうとしています。

## 2 働き方改革に対する保護者の意識

働き方改革法案に伴い、保護者も自身の就労における「働き方改革」とオーバーラップさせながら、学校における働き方改革に関心を持ち、また不安も抱えています。働くことに対し、その意識を高揚させながら、保護者自身が休暇を取得し、これまでよりも子どもと過ごす時間を増やすことができ、更には家庭教育が向上していくことを望んでいます。しかしながら、多種多様な職業や組織がある中で、規模によっては、休暇の取得、時短の優先は、賃金の低下を招くことも想定され、二の足を踏む状況でもあります。その意味では、働き

方改革は多難とも言えます。世間の動きからも保護者の意識として教職員の「働き方改革」に対しては、悲観的であり同情的でもあります。

## 3 教員の働き方は保護者にどう映っているか

多くの保護者は、教員の仕事ぶりに敬意を表しています。朝早くから遅くまで、部活や地域活動に至るまで、本当に良く関わってくださっていると感謝をしています。学力向上、いじめの問題、特別な配慮を必要とする児童・生徒への関わり、保護者への対応、更に、この数年は各学校種において新学習指導要領の導入時期にもあり、その勤務は、一層激務を極めており、保護者は同情的でさえあります。

また、学校や教員に対し、良好な印象と期待を持っており、教員が極めて多忙であることは、学校へ行くと理解できますし、ニュース媒体などを通じて情報を得ていて、教員の体調面や教員の本来業務に影響がないか心配する保護者は多いと言えます。

しかし、教員の勤務実態等を十分に理解している保護者は少なく、保護者自体が家庭での責務を棚上げし、学校や教員に責任の多くを求めている現状も少なくありません。

## 4 保護者から見た学校の課題

公益社団法人日本PTA全国協議会（以下、「日本PTA」）による「平成29年度 教育に関するアンケート調査 教育に関する保護者の意識調査」の調査報告書によりますと、「学校教育目標、めざす学校像、めざす児童像・生徒像など、学校の取組」について、小学生・中学生の保護者の「知っている」割合が減少しています。特に中学生の保護者では、平成25年度は49.2%であったのが、平成29年度は45.4%と4%減少しています。減っているとは言え、約半数の保護者が「知っている」ことは評価に値すると思います。しかし、この調査対象については、日頃PTA活動など比較的熱心に行っている学校や単位PTAであるとも言え、すべての保護者を対象とすると、この数字はかなり低くなると推察されます。つまり、保護者は「学校の課題」に関心を持って見ている数は決して多くないと言え、そのこと自体が課題ではないとも言えます。一方で学校に求めることは多岐にわたります。例えば、学力向上のために学校に求めることとして、「土曜授業により授業時間を増やしてほしい」、「宿題を増やす」、「土日を利用した学習サポート」、「少人数教育の充実」、「教員の指導力向上のための研

修]、「朝の読書活動」、「家庭での学習習慣定着のための指導」などがあげられます。保護者の意識として学校や教員に求めるものは様々です。前述の「学校における教職員の働き方について」平成28年度の教職員の勤務実態調査結果で示された、教職員の半数以上は過労死ラインを超えるとされる長時間労働を行っていることを、十分に理解しているとは言えず、まずは保護者もその実態を理解する必要があります。教員の「多忙化」の原因が、学校内外の事務処理等にあることや、本来教員が行うべき業務だけでも多忙であるのに、本来、教員が行わなくても良いことも、善意で行っていることで過酷な労働環境を作ってしまうています。保護者の想像を超える業務を必死に取り組んでいることを知ることが極めて重要であると考えます。

「いじめの問題」は特に深刻です。子どもの健全な成長を願うのは、すべての保護者の極めて基本的な願いであります。残念ながら児童生徒の自死は後を絶たず、私たちの身近で起きている現状があります。日本PTAでも長年この問題に取り組んでいますが、令和元年度には、「いじめ防止対策委員会」を新たに設置し、対策を協議しています。

児童生徒は多くの時間を学校で過ごしますから、学校に於いて「いじめ問題」に直面することは少なくない事実です。学校で策定している、いじめ防止基本方針が単に学校のホームページに記載されているままだけではなく、教員と保護者が共有できるように、PTAが機会創出することや研修などを行うべきです。日本PTA発行の、「今すぐ家庭でできる、いじめ防止対策ハンドブック」(100円/税別)は日本PTAのホームページから申し込みできますし、PDFについては無料でダウンロードできますので、研修に活用して頂ければと思います。  
(<http://nippon-pta.or.jp/index.html>)

## 5 教職員に期待すること

知育、体育、徳育を目指す、わが国の教育は世界に誇るべきものです。

子どもが学校にいる間は、すべてが教育であり、その複合的な学びが子どもたちの健全な育成につながっていることを、身をもって感じています。Society5.0やEdTechなどこれまでに経験のない時代を迎える子どもたちが学ぶことは、新しい学びも必要ですが、人としての基礎基本は、家庭や学校で磨かれます。健全な育成を目指し、全人格的な人間形成を進めることは、今も昔もこれからも不変です。教職員もひとりの人間として、心身共に健全で尊敬に値する学びと研鑽を期待致します。

## 6 家庭教育に求められること

子どもたちを取り巻く環境は、いつの時代も変化し、大人を取り巻く環境も同様に変化しています。であるならば、過去に学び、今を捉え、未来を予測しながら生きていくことが必要です。特に、家庭教育は教育の出発点であることは、不変です。家庭教育の責務を棚上げし、学校に多くを望み過ぎるのは本末転倒であります。

保護者としての当事者意識を今一度持ち、家庭で成すべきことを成す！これが基本です。教員の働き方を改革することは、教員の健全な心身を守ることでもあります。健全な心身が宿った教員の下で学ぶ子どもは健全に育つとも言えます。それぞれの教育機能を果たすには、保護者の高い意識を醸成していくことが極めて重要と考えます。そのために、保護者は、教育基本法をしっかりと読み込むことをお勧め致します。家庭教育、学校教育、そして、社会教育の役割がそこに記してあるからです。

## 7 社会総がかり

最後になりますが、令和を迎えたこの時期に、今こそ、家庭、学校、地域が各教育機能を存分に発揮する時です。そして、それぞれをつなぐPTAが、その橋渡しとして機能するよう、多くの皆さんがPTAに参画し、社会総がかりで子どもたちを育てようではありませんか。

### 著者プロフィール



● 東川 勝哉 (ひがしかわ かつや)

1968年生まれ。2007年よりPTA活動に参加。  
2013年より長崎県PTA連合会会長(4年間)、2013年公益社団法人日本PTA全国協議会 理事就任。以降、副会長、専務理事、副会長を経て 2017年より会長就任2年間。現顧問  
公益社団法人日本教育会理事、いじめ防止対策協議会委員(2016年度)、中央教育審議会学校における働き方改革特別部会委員など歴任。第10期中央教育審議会委員

# 教員の働き方改革に向けて

奈良学園大学人間教育学部 准教授 山田 均

## これまでの学校教育の成果を持続するための働き方改革

今回の働き方改革が目指していることは、「教師が子どもたちと真正面から向き合う時間を確保する」ことです。なぜならば、これまで日本の学校教育が積み上げてきた教育の質を維持し、さらに向上させるためには、「教師が子どもたちと真正面から向き合う時間を確保する」ことが必須なことだからです。

中央教育審議会の答申を踏まえ、文部科学省は教師の在校等の時間の上限としての目安を月45時間、年360時間と設定しました。これに対して、学校現場の教員たちの多くが「絵に描いた餅だ。」とか「現場の実態を理解しない非現実的な数字だ。」という印象をもっているのではないのでしょうか。

先日、ある教頭先生たちの集まりで、この働き方改革の話をしていただいたときにも、「そんな風になればいいですけどね……。無理ですね。」と冷やかな反応が返ってきました。

もちろん、働き方改革に特効薬があるわけではありません。大変難しい問題です。しかし、現在の我が国の学校教育が抱えているとても大きな問題であり、今後の我が国の学校教育の在り方や我が国の未来にかかわる問題なのです。一刻も早く解決を図らなくてはならない問題なのです。

## 「子どものために」の呪縛を解く

私たちの世代は、テレビドラマの中で活躍する金八先生や「熱中時代」の北野先生に、ある種の憧れを抱いていた世代です。とことん子どもに向き合い、子どものためにいかなる努力も惜しまない姿に共感し、エールを送っていました。

金八先生や北野先生ほどではありませんが、私たち教師は、「子どものために」という言葉を重く受け止め、献身的に仕事をしてきたと思います。こうした教師たちの働き方が、我が国の学校教育の向上に貢献してきたのです。しかし、今はその働き方を変えてでも、学校が行う教育という営みの持続可能性を高めていかなくてはならない状況に至っているのです。

## 学校教育の成果を維持し、未来への展望を拓くために

教師の本務は授業を通して子どもを育てることです。したがって、働き方改革のポイントは、授業の質を高めることによって教育の質の向上を図るために行うということです。「教師は授業で勝負する。」という言葉には、よりよい授業をしたいという教師の授業改善への願いが込められています。その願いを叶えることは、我が国の学校教育の成果を受け継いでいくことになると思います。

そして、働き方改革を実現することにより、今、教師という職業に向けられているマイナスのイメージを払拭してほしいと願っています。

ます。子どもを教えるという、教師という素晴らしい仕事に憧れをもち、その仕事に就きたいという意欲ある若者が教師を目指してくれるように、魅力ある仕事であることがはっきり見えるようにしていかなければいけないのです。それが、我が国の学校教育のさらなる発展へとつながっていくのです。

## 働き方改革の実現に向けて

働き方改革を実行するにあたって、まず考えなくてはいけないことは、子どもに向き合うためにも、授業研究をするためにも、最も大切なものは時間であるということを確認することです。

小学校の教師は年間700時間程度、中学校の教師は年間1000時間程度の時間外勤務をしていると言われていています。こうした状況の中で、時間の使い方を見直すことが極めて重要です。

中教審の答申では、登下校時の見守り、夏休み期間の高温時のプール指導、形式的に続けられる研究指定校としての業務、地域や保護者の期待に過度に応えることを重視した運動会等の過剰な準備、本来家庭が担うべき休日の地域行事への参加の取りまとめや引率などを削減すべきだと提言しています。これまで取り組んできたことをやめることに躊躇するのは当然です。しかし、大切な時間を優先して使って行くべきことは何なのかをはっきりさせていかなくてはなりません。そして、大胆に削減して、子どもと向き合う時間や授業研究をする時間を生み出してほしいと思います。

## 著者プロフィール



● 山田 均 (やまだ ひとし)

奈良学園大学人間教育学部 准教授  
(平成29年4月より現職)

奈良県公立小学校教諭、奈良県教育委員会事務局学校教育課指導主事、課長補佐、主幹、奈良県立教育研究所教科指導部長、奈良県教育委員会事務局企画管理室参事、奈良県王寺町立王寺南小学校校長、奈良県小学校長会会長

## 教育情報

No. 16

日文 教授用資料

令和元年(2019年)10月10日発行

編集・発行人 佐々木秀樹

発行所 日本文教出版株式会社

〒558-0041 大阪市住吉区南住吉4-7-5

TEL: 06-6692-1261

本書の無断転載・複製を禁じます。

CD33482

## 日本文教出版 株式会社

<https://www.nichibun-g.co.jp/>

大阪本社 〒558-0041 大阪市住吉区南住吉4-7-5  
TEL:06-6692-1261 FAX:06-6606-5171

東京本社 〒165-0026 東京都中野区新井1-2-16  
TEL:03-3389-4611 FAX:03-3389-4618

九州支社 〒810-0022 福岡市中央区薬院3-11-14  
TEL:092-531-7696 FAX:092-521-3938

東海支社 〒461-0004 名古屋市中区葵1-13-18-7F・B  
TEL:052-979-7260 FAX:052-979-7261

北海道出張所 〒001-0909 札幌市北区新琴似9-12-1-1  
TEL:011-764-1201 FAX:011-764-0690